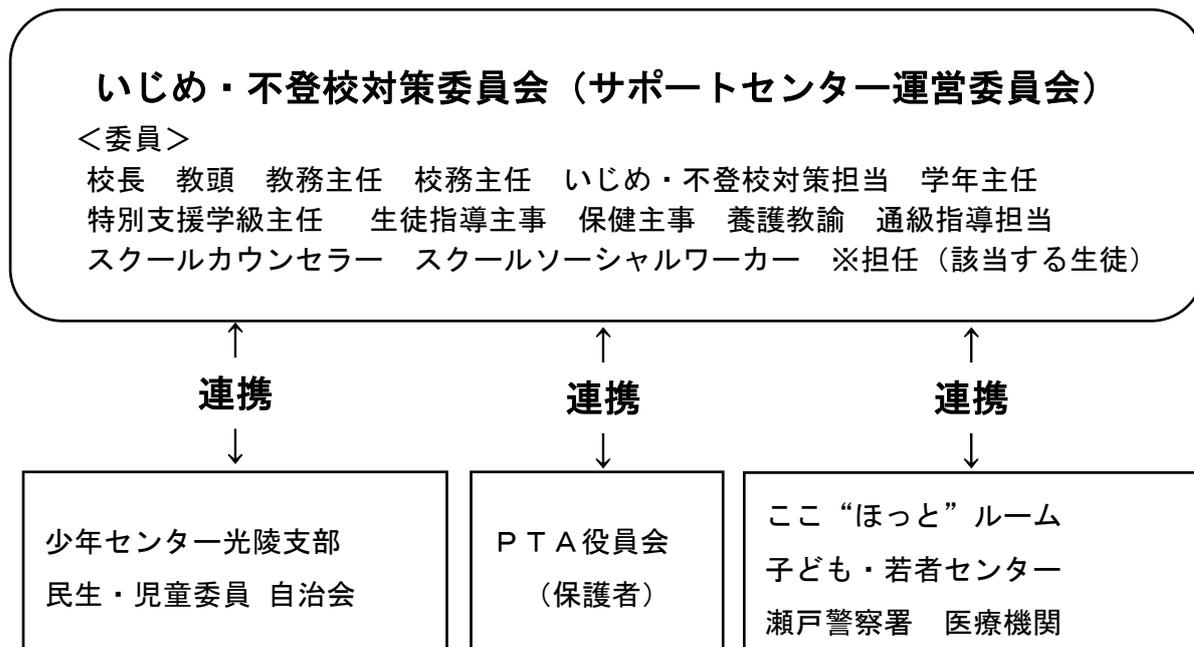


令和7年度 瀬戸市立光陵中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもたちの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒も被害者や加害者になり得る問題でもある。かけがえのない存在である生徒一人一人が、元気で明るく学べるよう、学校・教育委員会・家庭、地域、その他関係機関と連携して、いじめを「しない・させない・見逃さない」ための対策に積極的に取り組みます。

2 組織



☆第三者委員会・・・瀬戸市教育委員会に設置する

3 いじめ防止のための手立て

自他を認め、大切にすることのできる生徒の育成

(1) 生徒理解

- 定期的な教育相談を行い、いじめや悩みを把握します。
- 放課後や部活動時を利用して生徒の心の動きをつかみます。
- いじめについてのアンケートを定期的実施し、いじめを把握し対処します。
- アセスメント調査を実施し、小さなサインを見逃さないように努めます。
- 生徒の些細なことでも教員間で常に情報交換を図ります。
- 生徒指導部会や学年会で生徒の情報の共有を図り、共通理解に努めます。

(2) 「感謝と思いやりの心」の育成

- 「道徳」「学級活動」の時間を利用して、「思いやり」「仲間」「人との関わり方」などを考えさせます。
- 「学年・学校行事」を通して、学年や学級の仲間との協力することの素晴らしさを学ばせます。

- 部活動を通して、忍耐力や協力する大切さを学ばせます。
- 奉仕活動（地域清掃・特別支援学校との交流）を通して、地域と関わり、思いやりの気持ちを育てます。

(3) 相談活動の充実

- サポートセンター・養護教諭が中心となりいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- スクールカウンセラーと生徒の相談機会を充実させます。
- スクールカウンセラーと連携し、一人一人に応じた指導を探ります。

(4) 情報共有

- 毎週行われる「主任者会」や「生徒指導部会」等でいじめに関する情報交換を行い、その情報を各学年に伝えます。
- 毎月行われる職員会議または「いじめ・不登校対策委員会」で軽微ないじめ事案について、その原因・経過・指導・指導後の経過等を報告し、今後の防止策を話し合います。

(5) 光陵中ブロック（小中学校・他機関）内の連携

- 光陵学区の各小学校（原山小学校、八幡小学校、萩山小学校）のいじめ防止対策やいじめ防止啓発活動を連携して実施します。また、各校との情報交換・連携を密にし、地域一体となったいじめ防止を目指します。
- 地域の方々（少年センター、民生児童委員、自治会の方々等）に、いじめ防止の活動への参加を働きかけていきます。
- 瀬戸市家庭児童相談室と常に情報交換をし、生徒の実態の把握に努めます。
- 事案によってスクールソーシャルワーカーや瀬戸警察・医療機関等への協力も依頼します。

4 いじめが発見された場合の対応（早期対応）

- いじめの訴えを受けた、いじめを発見した（聞いた）職員はただちに、校長・教頭・いじめ対策主任・学年主任・担任に報告し初期対応について指導方針を決定します。
- 該当の生徒（被害生徒・加害生徒）それぞれから事実の確認をし、なぜそのようないじめが起きたのかも聞き取り、必要に応じて他の生徒から情報を収集します。
- 事実関係を把握したらいじめ対策委員会においていじめの経過や原因を探り、いじめ解消に向けた指導方針を策定します。
- いじめ対策委員会で策定された方針に基づき、被害生徒・加害生徒双方の保護者に事実を知らせるとともに、今後の対応について同意を得ます。
- 被害生徒・加害生徒ともに以降の様子を多くの職員で経過観察するとともに、双方から面談等を通していじめがないかを確認します。
- ★ 「ネットいじめ」については、教師が生徒とのコミュニケーションを多くとることを心がけ、できるだけ多くの情報を得て早期発見に努めます。

5 重大事態への対応について

原則、4の対応を行っていきませんが、生徒の命が脅かされるような事案等、内容によっては、瀬戸市いじめ防止基本方針に従い、瀬戸市教育委員会・瀬戸警察署との連絡を密にして連携を取りながら、早期解決を図ります。

6 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。